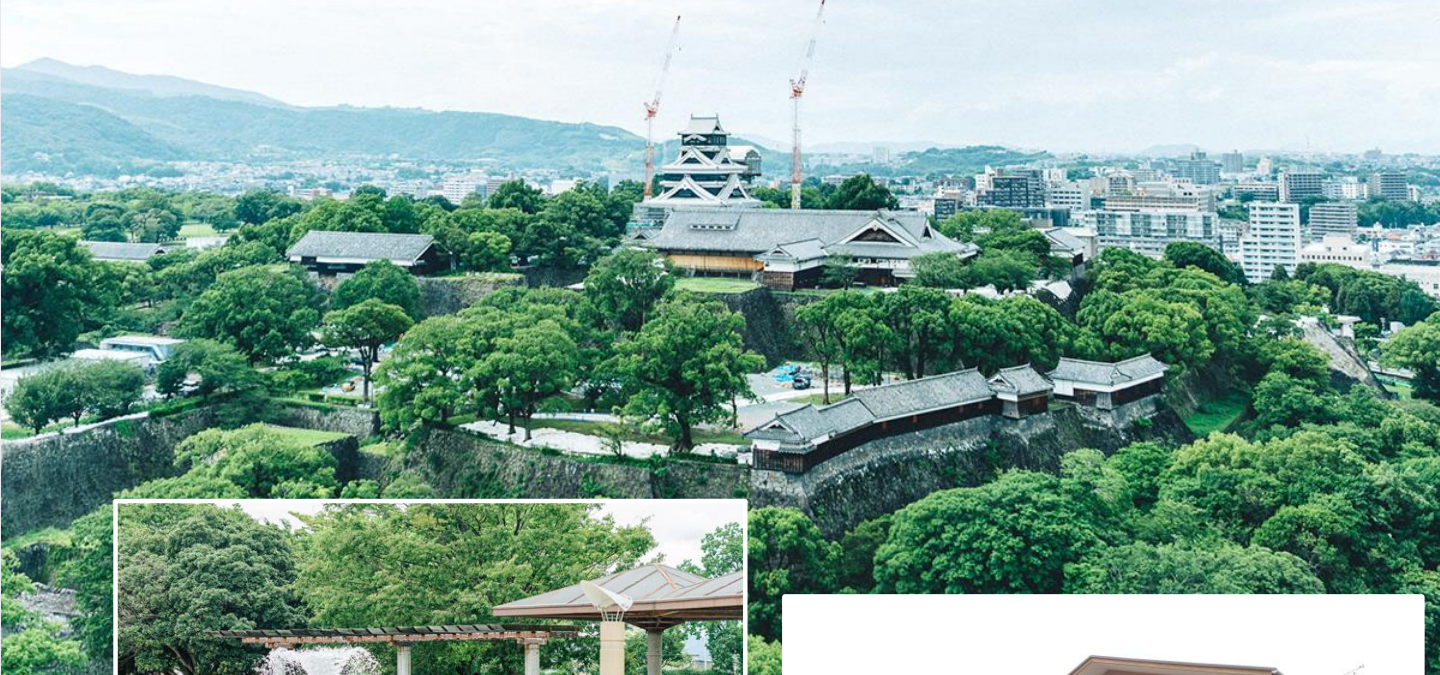


# 熊本で誰かが愛した家 次はあなたのために



※中古住宅イメージ

  
先着  
約20件

## 移住者の 中古住宅購入に

# 最大 **50** 万円!



詳しくは  
裏面へ

お問い合わせは

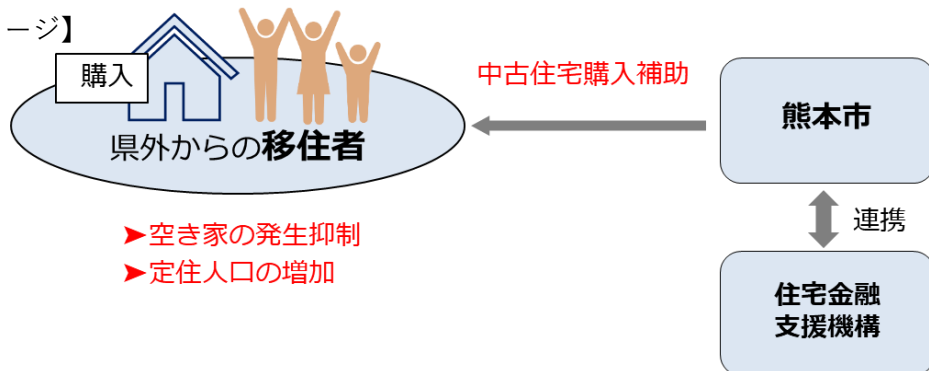
熊本市 住宅政策課 住宅政策班 TEL096-328-2438

# 「熊本市 移住者向け中古住宅購入補助金」

## 1. 事業内容

空き家の発生抑制及び定住人口の増加に向けて住宅金融支援機構と連携し、熊本県外から熊本市へ移住される方に対し、中古住宅を購入する費用を一部補助します。

【事業イメージ】



- ▶ 空き家の発生抑制
- ▶ 定住人口の増加

※当該補助金の利用者は住宅金融支援機構が提供する住宅ローン金利引下げを活用可能です。

## 2. 補助の対象になる方（以下の条件すべて）

- 次のいずれかに該当すること。
  - 1年以上継続して県外に在住している方。
  - 本市に転入後3年以内の方で、転入の直前に1年以上継続して県外に居住していた方。
- 購入する中古住宅への転入又は転居後2年以上継続して、当該住宅を生活の本拠として居住する意思があること。 など

## 3. 補助の対象となる住宅

- 補助金の交付を決定する前に中古住宅の売買契約を締結していないこと。
- 災害リスクが高い区域※に存するものでないこと。  
※災害リスクが高い区域とは  
土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の3区域です。  
「熊本県土砂災害情報マップ」で確認できます。
- 自己居住のために購入するものであること。
- 購入する中古住宅の所有権を全て取得すること。（土地は除く）
- 建築後2年以上経過していて過去に人が住んだことがあること。 など

## 4. 補助金額

中古住宅の購入に要する経費（土地の購入に要する経費を除く）の2分の1の額とし、以下の区分に応じ、定める額を限度とする。

- 居住誘導区域※に存する中古住宅 **50万円**
  - (1)以外の中古住宅 **30万円**
- ※居住誘導区域とは  
一定エリアに人口密度を維持する区域として定められた区域です。  
「熊本市地図情報サービス」で確認できます。

## 5. 手続きの流れ

補助金交付申請書を住宅政策課へ提出し、補助金交付決定通知を受けた後、中古住宅購入に関する契約を締結してください。なお受付は7月6日(月)から約20件(先着順)とします。

詳細は熊本市のホームページでご確認ください。

## 6. 住宅ローン金利引下げについて

中古住宅購入補助金を利用される方で、住宅金融支援機構の【フラット35】地域活性化型を活用される方は、当初5年間住宅ローンの金利を0.25%引下げできます。

【フラット35】の利用にはその他基準がありますので詳細は下記連絡先へご確認ください。

住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ 電話 092-233-1507